

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成24年5月25日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成24年5月25日(金) 午前10時00分～午前11時50分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席委員  
部会長 竹井道男  
副部長 服部孝規  
部会員 森美和子 坊野洋昭 櫻井清蔵  
副会長 片岡武男  
岡本公秀委員代理 中崎孝彦
- 4 欠席委員  
部会員 岡本公秀 前田稔  
会長 小坂直親
- 5 理事者  
総務部長 広森繁 企画部長 古川鉄也  
法制執務室長 櫻井伸二 企画政策室副室長 笠井武洋
- 6 事務局 臼井尚美 松村大 新山さおり
- 7 案件  
1 検討課題について  
①重要な政策の定義について  
②各種計画、答申、意見書等への議会の関与について  
③各種審議会等への議員の派遣について  
2 その他
- 8 経過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） おはようございます。

来週にはもう議運ということで、いよいよまた6月議会を目前に迫る時期になってまいりました。各委員におかれましても、さまざまな会議でご出席いただいておりますが、きょうは第6回の議会改革推進会議検討部会ということでご参加いただき、ありがとうございます。

本日、代表者会議でもお伝えをいたしました。緑風会の前田委員が欠席、それから新和会の岡本委員も欠席というふう聞いておりますが、内容的に、1名出したいということで、代理とか、まだこれルールは決めておりませんが、中崎議員のほうに新和会を代表して出席をしていただきました。

議長は、全国議長会で東京のほうにご出張されておりますし、副議長もコミュニティの総会で、今あいさつに行かれておりますので、終わり次第出席をするというふう聞いております。

それでは早速ですが、第6回の検討部会を開催させていただきます。

本日の内容につきましては、欠席がお2人いらっしゃいますので協議事項は省きまして、前回、検討部会で議論をさせていただきました重要な政策という部分、それから計画や答申、意見書の扱い、それから各種審議会への議員の派遣、この3つのテーマを今後少し時間をかけて検討したいということで、議論の過程で不明な点、それから行政側の考え方を確認したいということで、本日は企画部長と総務部長にそれぞれご出席をいただいて、まずこちらのほうから3つの内容、重要な政策の定義、各種計画・答申・意見書への議会の関与、それから各種審議会等への議員の派遣等について、この3つのテーマについて少しお話を伺いながら、意見交換ということで会議を進めさせていただきたいと思っております。

そういうことで、事項書に基づいてまず1個ずつ、3つ一遍にやりますと議論が混乱をいたしますので、一つずつ区切ってまず説明を受け、それからご確認なり意見交換を、結論を出す会議ではございませんので、不明な点等少しご意見をちょうだいして、次の検討部会のまとめにしていきたいと、そんなふう考えております。それじゃあ、その手順でやらさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

まず最初に、私のほうから、企画部、総務部が出席をされておりますが、まずちょっと全体的な背景だけご説明をさせていただこうと思っております。

2010年に議会基本条例をつくる際に、行政とのヒアリングが1回ありました。正・副委員長とのヒアリングの中で、重要な政策というのはどういうものなんだというご質問があって、当時はまだ整理もしていませんでしたので、条例制定後には早い段階で重要な政策の定義についてもつくりたいというふうなことを申し述べた記憶がございます。

ようやく制定後、もう2年近くがたとうとしておりますけれども、先日からこの議論に入りました。その中で、政策という言葉が正しいのかどうかというふうなことになってきて、基本構想にいう政策と、議会基本条例にいう政策、これは同じ言葉ではないということまでは理解はしたんですが、今後、政策という言葉はどういうふうに定義づけていくのか、そんなことできょうは少しその辺のお話と、それから、以前から各種審議会への議員の派遣についてはさまざまな議会での議論がございますので、特に条例で位置づけられたものもございますので、そこら辺に関しての行政サイドとしての考え方、それから計画につきましても、前回、各種計画と施策の一覧表というのを作成させていただいて、大

体どんな位置づけかはわかったんですが、その辺に対して議会がどういうふうに今後関連をしていくのか。それから、答申や意見書というの、事後報告もごさいますが、この辺は議会として全く無視して進めるべきなのかどうか、そういうふうなこともございましたので、その辺について、きょうは少し考え方を聞きながら意見交換をさせていただきたいと、そんなことできょうは来ていただいて、本当に忙しい中、ありがとうございます。

それでは最初に、1番目に、重要な政策の定義についてということでご説明をいただこうと思います。

こちら側としては、まず基本条例にいう重要な政策の提言についての議論の参考としたいと。それから、現在の条例の表現では、一般会計についての事業に関連するような表記になっておりますので、前回の議論の中では、特別会計や企業会計についても、物によっては重要な政策なんだというふうな位置づけにして範囲を広げていきたい、そんなふうな議論もございましたので、今回、まず最初に基本構想に言う政策、施策、事業の関連についてのご説明をお願いしたいと。

その後、議会が言う重要な政策について、そういう表現が適切なのかどうか、少しお考えがあればご確認したいというふうに考えております。

それでは、申しわけありません。よろしく申し上げます。

**○企画部長（古川鉄也君）** それでは、おはようございます。

事前に、浦野事務局長のほうから今のお話をお聞きしておりましたので、資料を提出させていただいております。

総合計画に関する政策等の考え方についてという部分でございまして、これ一つずつということでございますので、まず政策のとらえ方から最後の5ページまでを、今担当の笠井副室長が出席させていただいておりますので、笠井副室長のほうから説明をさせていただきます。

**○企画政策室副室長（笠井武洋君）** おはようございます。よろしくお願ひいたします。

資料に基づきまして説明を、要点のみの説明とさせていただきますが、まず1ページをごらんいただきまして、1ページには政策のとらえ方ということでまとめてございます。

ご案内のとおり、政策、施策、事業、この用語方法につきましては確定的なものではございませんので、特にこの政策というとらえ方も大きくは二分できるのかなと、2つに大別できるのかなというふうに考えております。

1つは、広義な意味でとらえた場合の政策でございますけれども、施策の方針のみならず、それを実現するための方策とか、あるいは取り組み、それらを含めた全体を指す場合を政策と。

例えば、例として※印、中ほどに挙げてございますけれども、政策形成能力ですとか、政策形成過程というようなフレーズがございますが、この中での政策というのは、あくまで施策や事業も含む一連の取り組みを指すのではないのかなあと考えております。

一方で、狭義な意味で政策ということになりますと、主に自治体におきます総合計画における政策、施策、事業の3層構造の計画体系の中でその最上位の部分、一番上の部分でございますけれども、基本的な方針でありますとか目標、それを指す場合が狭義な意味での政策ということになるかと思っております。

一方で、さまざまな自治体において、行政計画に対する行政評価の導入が進んでまいりました。さらに効果的な運用というところが求められておるわけでございますけれども、そういった中でも政策、

施策、事業の3つの関係を体系づけて、その関連性を明らかにするということが行政評価上も非常に効果的な運用に資していくのではないかとこのように考えておりますので、こうした中で行政評価を取り組んだ計画管理もありますので、自治体における総合計画では、政策、施策、事業の体系の中でその一番上位の部分を政策としているケースが多く見られます。

1 ページの表がございます。政策等の意義ということで、主な自治体の総合計画上の考え方ということで書いてございますが、特に政策につきましては、一定の分野や課題について、自治体としてどのような方針、ビジョンで取り組むのか。あるいは自治体が目指すまちづくりの方向、目的を示すものであるというような位置づけが多々ございます。本市の総合計画上の説明でございませけれども、市の将来の目指すべき姿を描き、まちづくりの目標や実現のための施策の大綱を明らかにするものと、ほぼ同じような内容となっております。

同じく施策につきましては、政策を実現するための方策であって、政策を実現するためのさまざまな取り組みをグループ化したものということでございます。私どもの総合計画上も、基本構想を具現化するための施策の方向などを分野ごとに明らかにするものが施策ですというような位置づけにしております。

また事業となりますと、事業は施策を実現するための具体的な手段であり取り組みでございませので、私どもの総合計画でも、基本計画に位置づける施策を推進するための主要事業を明らかにしてございませというような位置づけとなっております。

続きまして、関連する事項としましては2 ページでございませけれども、2 ページには総合計画の体系をまとめております。

これまでも総合計画審議会の資料としてお示しもさせていただいておりますが、ポイントといたしまして、図1に総合計画の体系図がございます。ごらんとおり、総合計画の体系はこういった三角のピラミッド型でございませ、その内訳としましては、将来都市像、政策を頂点としまして3層構造になっているということです。

またピラミッドの上のほうから、構想のほうから実施計画、下のほうに向かいまして計画を段階的に策定し、いざその計画が策定し終わりますと、実施については下の実施計画、事業から上に向かって実行していく、あるいは推進を図っていくと、そのような構造になってございませ。この中で、政策と施策、あるいは施策と事務事業につきましては、上位の手段、下位の目的といったような関連が成立をしております。

こんなようなことの中で、目指すべき姿に向かって効果的な仕組みになっているということでございませが、具体的に申し上げますと、その図2の後期基本計画における具体例というところを見ていただきますと、中ほどにあります施策、これは(4)といたしまして都市づくりの推進の中で、具体的な施策として、JR 亀山駅におけるにぎわい交通の拠点性を高めるため、駅周辺の再生に取り組みますという施策を位置づけております。この施策から見た場合の政策、いわゆる1章の快適な都市空間の創造、これから見ますとこの施策は手段であるということになりますし、逆にこの施策を推進するための事業、第1次実施計画には、亀山駅周辺再生整備計画策定事業というのを位置づけてございませけれども、この事業を実施するためにはこの施策は本質的な目的になるというような、上位の手段、下位の目的というような関係で構成をしております。

続きまして3 ページでございませけれども、3 ページから5 ページにかけて、これも関連事項

でございますけれども、後期基本計画の評価のあり方をまとめておりまして、これも総合計画審議会の資料でお示しをさせていただいております。

まず3ページでございますけれども、後期基本計画につきましても、基本的にこの図3のとおりPDCAマネジメントサイクルに基づいて計画・管理をしていくということにしておりますが、特にこのCのチェックの部分につきましては、新たに施策評価を導入することとしております。

それにつきましては4ページでございますけれども、35の基本施策ごとに評価をまいります。4ページの図4をごらんいただければと思いますが、評価シートが35枚でき上がってくるというようなイメージになるかと思っておりますけれども、基本施策ごとに自己評価をしていくこととしております。

それと、毎年度の事務事業評価、特に現在も主要事業関連について事務事業評価を行っておりますが、この評価でありますとか、さらには成果指標を位置づけておりますので、成果指標の達成度、また市民アンケートの調査結果等々に基づく総合評価というような形で、施策評価を実施してまいりたいというふうに思います。

その下、表2に施策評価の概略スケジュール（予定）とございますけれども、ごらんいただいておりますように、年次を追って段階的に評価内容の充実を図るという方向で、今後、詳細につきましては制度設計を検討していきたいというふうに思っています。

最後、5ページでございますけれども、後期基本計画ではさらに基本政策ごとにその基本施策が働きかけを行う対象、それとその対象をどのような状態にしたらいのかということ、基本施策が目指す姿という形で明らかにしております。

破線で囲っています括弧の中でございますけれども、例として、健康づくりの推進という基本施策を挙げております。対象としましては、市民一人一人。その市民一人一人の対象をどうしたいかという状態につきましては、身体的・精神的・社会的に健やかな状態で暮らしていると、このようなスタイルで35の基本施策についてすべて目指すべき姿を位置づけております。

また、施策推進の成果を、定性的な評価もいたしますけれども、定量的に把握ができるように5年後の目標値という数値目標というのも設定をいたしておりますので、これらも踏まえながら施策評価を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） はい、古川部長。

○企画部長（古川鉄也君） 少し補足をさせていただきたいと思っております。

まずこのお手元の2ページのほう、ちょっとごらんをいただきたいと思いますが、亀山市では基本施策については施策の中で位置づけておりますが、35個については市町によって随分ととり方が変わっておりまして、これについて政策で位置づけておるところもあるというようなことでございます。この辺についてはそれぞれ微妙なところだということですが、亀山はこの施策で位置づけさせていただいております。

それから、議会基本条例における重要な政策についての感じ方とか見解というようなことのご質問もございましたので、その部分については、私どもの考え方としては、1ページにちょっと戻っていただきまして、1ページの広義な意味での政策というふうなとらえ方をされているのではないかなというような見解でございます。

そのため、例えば後期基本計画におきましては、この7つの項目についてすべて網羅したわけでは

ございませんが、この7原則と言われる政策等を必要とする背景から将来にわたるコスト計算までの間については可能な限り資料を出させていただきましたし、施策、事業についてもこの中で努力をさせていただいているというつもりでございます。以上です。

**○部会長（竹井道男君）** それでは、今企画部のほうから、亀山市における政策、施策、事業に関連するお話をいただきました。

これについては前回もこんなような話をさせていただきましたが、改めてご確認されるようなことがございましたら、ご発言をお願いいたしたいと思います。特に、私たちがいう重要な政策との関係もございまして、確認されることがありましたらお願いをしたいと思います。

最初に、私のほうからちょっと質問させていただきます。

本当は、多分総合計画に関する政策等の考え方については、ある意味もっと早い時期に議会としても確認をしておく必要があったというふうに反省はしていますが、簡単に言うと、今部長のほうからお話があった政策のとらえ方が、どうも私たちのほうの条例の政策は事業に近いのではないかというふうな今見方をしております、そのことが行政でいう政策というものとちょっとずれが出てきているのではないかなということは印象を持っています、行政のほうの政策は相当大きなテーマですよ。ある程度理想に近いものになってくると。

我々がいうのは、7つの項目をずうっと見ていくと、相当現場に近いものになってきているので、その辺が条例で言う政策と行政で言う政策とがちょっとずれが出ているので、こういう表現が適切なのかどうかというふうなところで、きょう一度来ていただいて、まず行政で言う政策の考え方をきょうは確認させてもらいました。要するに、その目的を達成するために施策と事業があるんだということは理解ができた。

どうも私たちのほうは、その施策か事業に近いところをどうも重要な政策と呼んでしまったというところで、私たちが重要な政策なんだからこういう資料を出してくれと言ったときに、その表現が可能なのかどうか、今の企画サイドとして。いやそれは、議会さんおっしゃるけれども、我々で言う政策とは違うんで、とらえ方が違うのじゃないかと言われてしまうと、提出を求めようとしてもそこで一週ずれが出るということなんで、その辺で我々で言う重要な政策7項目ありますけど、私個人としては、どうも事業に近い部分になっているんじゃないかなというふうな今思いがある。

その辺の一番重要な政策、施策、事業というものを今つかさどっている担当として、部長は広義的にはいいんじゃないかというふうなご見解でしたけれども、じゃあそこに事業みたいなもので我々が突っ込んだときに、いや、それは政策じゃないですよというふうに言われると、もうそれで話はとまってしまうので、その辺の見解が、もうちょっと本音のところであればなあというふうになんかちょっと思いますけど。

**○企画部長（古川鉄也君）** 今、笠井副室長のほうからも説明させていただいたとおり、総合計画においては施策評価をしたいということがあるので、政策、施策、事業というのをはっきりと位置づけて、その言葉を定義しましたというふうなことですけど、行政内部においても、政策形成旅費というような言葉を使ったりとかいうことがあって、政策ということについて大きな概念、あるいは旧の概念、両方使っておるということがありましたので、この議会基本条例でいう政策について、この政策、施策、事業も含めた政策ということを言われても違和感はないというふうな私ども考え方です。

先ほどちょっとご説明をさせていただいたとおり、重要な政策というのは、明らかに総合計画基本

構想であったりとか基本計画であるので、それについてはこの7項目に対してできる限り資料を出そうと。あるいは、施策についても求められたら可能な限り資料を出そう、事業については実施計画がありますので、実施計画でまずは資料を出して、それに対してまだ足りないという部分については補完的に各常任委員会ですべて出ささせていただいておりますので、こういった方向の中でやっておりますし、この議会基本条例で求める資料については、可能な限り私どもとしては出しておるといふふうに考えておるところです。

○部会長（竹井道男君） ちょっと私のほうから、重要な政策が間違いないのかということで今確認をさせてもらって、広義的にはそれでいいだろうというようなことでしたので、そのほかの点、今の件も含めまして、もしご確認等ございましたらお願いをいたしたいと思います。

櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） おはようございます。

初歩的なことでちょっと聞きたいんですけど、施策の基本決定者は、総務部長も企画部長も見えるけれども、基本的にだれやと思う、あなたの思いから。それをちょっとまず聞きたい。

○部会長（竹井道男君） 古川部長。

○企画部長（古川鉄也君） これは私どもまちづくり基本条例にもありますし、そういった部分も含めて、あるいは地方自治法も含めて、最終決定者は市長というふうに考えています。

○部会長（竹井道男君） 櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） そうやな、市長やな。

市長という人は、4年に一遍選挙して出てくるわけやな。そして、失礼な言い方かしらんけれども、空手形を打って出てくる者もおれば、自分の、市民に対して選挙戦で訴えた中でのことを確実に実現してくれる首長も見えると思うんやな。

今でも、国会でも55年体制から自民党がずうっと日本の国の政治をやってきたと。だけど、政権交代という形で今民進党がやってきておると。そうすると、今までやってきたつけ回しのものが現政権に対して批判しておると。現政権のものも、前のつけ回しの後片づけを何かごちゃごちゃやっておると。そして国自体が動いておらんと。

そうすると、やっぱり亀山市でも同じやと思うんだな。私には、総合計画に対する縛りがあると思うんやわな。つまり、これはまちづくりの基本やでな。だけど、まちづくりの中で施策を組むのに、部会長が言われたような形で、事業系のものがどうのこうのという話もあったけれども、限られた予算の中で具現化していかんならん施策というのはたくさんあると思うんだな、この4年間の間に。首長としての仕事として。そこら辺の、いろんな形でこの資料、5ページのものをもろうたけれども、この中に市長の考えやな。いろいろ庁議もやられるらしいけれども、市長として、わしはこうしたいと。

俗に言う、市長が白のものを黒と言うても、黒を進めていって、皆経験者からいうと、白であるのに黒と言うても、黒のようにやっていかんならんときもあると思うんやわさ。それに対して、議会にもそれなりの説明もせんならんけれども、そこら辺の兼ね合いをどういうふうな形で、行政の事務吏員といたら怒られるけれども、職員のトップのそれは考えやと思うんだ、市長との考えや。選挙で選ばれてくる者の市長の考えやと、公務員としてその仕事をこなしていく者の立場と、そこでずれが出てくると、議会でやっぱりずれが出ると思うんやな。それはどういうふうになっているのかな、そ

こら辺は。まあ答えにくいことかと思うけれども、この施策ということはやっぱり大事なことでな。ちょっとそこを聞きたい。

○部会長（竹井道男君） 古川部長。

○企画部長（古川鉄也君） ちょっと方向性が違ったら、また指摘をいただきたいと思いますが、まず一番最初に、市長就任後に議論となったのは、マニフェストと前期基本計画の関連というようなことがありまして、基本計画とマニフェスト、両方で行政運営をしているところも実際にあるんですけども、亀山市はそういうことはしませんということを明記した資料を出ささせていただきながら、前期基本計画、一部修正はしましたけれども、その中でそれを実施計画に落とし込むという作業をしました。

ですので、市長のマニフェストがストレートに事業化されるというようなことをしないというほうが市民にもわかりやすいだろうし、議会のほうの理解も得やすいだろうというようなことでさせていただいたというのが今までの経緯でございます。

ただ、今櫻井委員がおっしゃられたような部分の中で、前期基本計画については議決しておりませんので、これは縛りがございません。ですので、これは市長が今まで、勝手に変えることができると。ちょっと私、言い過ぎかわかりませんが、勝手に変えることができたんですけども、今度の後期基本計画については施策単位ですので、かなり抽象的な言葉が書いてありますけれども、これは議決ということですので、例えば全く方向性の違うマニフェストがあったとしたら、これはやっぱり議会でのご審議になるだろうし、今までどおりやってくださいと我々としては言いたいということですので、マニフェストがあっても後期基本計画に照らし合わせて、実施計画に乗せて、それでマニフェストを実現してくださいというふうな方向にさせていただきたいというふうに思っておりますので、例えば、これも少し、いつからやるかという、来年のときに、仮に市長とは違う人が見えたら、これはまた後期基本計画とマニフェスト、どちらが優先するかというような議論にはなると思いますけれども、議会で議決していただいた以上は、後期基本計画は今まで以上に重みがあるというふうに考えておるところです。

○部会長（竹井道男君） 櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） だから基本的に、総合計画というのは10年縛りで、前期・後期に分けて、実施年度は3年で、それでローリングしていくと。できないものは後年度にずっていくというふうな流れになっていくと思うんだな。

だから、今、古川君も言ったように、とんでもない、全然裏表の人が今度選挙に出て選ばれたら、それだけの押し切るだけの覇気のある者やったらいいけど、ぽっちゃんやつぶされるようなものではあかんわけやな。

確かに、そのいい例が平成19年に組んだ第1次総合計画な。これも平成17年の合併のときに新市まちづくり計画に基づいて亀山市と関町の総合計画を統合した中での第1次総合計画だったと。だけど市長がかわったことによって、いや私はこういうようなことをしたいとって提案したけれども、いつの間にか消えてもうたわな。だからそこら辺の、首長としての決断さ。判断。

こういうのは政策、施策を組むときにその庁議というのがあるわな。庁議のあり方というのは、一体どこら辺まで市長の意を酌むのか。庁議の全体での、こういうような施策を組んだときに、当然提案してくるわけやな。庁議におけるその決定は、最初は市長やと思うけれども、その庁議の中で各担

当の関係部長及びその担当外の部長であっても、いろんな施策に対する意見は言うておるのかな、そこから辺ちょっと聞きたいのやわ。

**○企画部長（古川鉄也君）** まず政策における庁議決定についてというのは、これは総合計画の今回後期基本計画の中でもありましたとおり、中期戦略会議というのを、これは副市長をヘッドに組織化しまして、一方では、市民代表である総合審議会もありますけれども、庁内だけでいくと中期戦略会議があって、それで決めたことについて、これは幅広い計画ですので、ちょっと回数は忘れましたが何回となく庁議は開いて、その中で市長の考え方を聞いております。

その以前に、当然大きな計画ですと市長ヒアリングというか、市長のほうのご意見を聞いた上で、素案に反映できるものは反映するというような指示もありますので、そういった部分も含めて一方でやりながら、中期戦略会議で素案をたたきながら、最終的に庁議で決定していくというふうな方向をしております。

それからその後、お示した実施計画については、各部長から実施計画が出てくるんですけど、これについては副市長がヒアリングをして、その中で企画政策室、企画部が調整をしながら最終的に庁議にかけていくというふうなことでございまして、この部分について、進めるということであれば各部長は何も異論はないですけど、やめる場合については、なぜそれが庁議で落とされるんだということの説明については当然しますし、あるいはそれまでに十分な聞き取りをするというふうなことで、実施計画においてはかなり横断的ですので、各部長が入って、それで最終決定するというふうなことはございません。

ただし、計画ものとか、今度出てきますけど、そういった部分の中で、実施計画以外の事業の中にもかなり専門的なことがありますので、これについては各部長を呼んで、その中で説明をさせた上で、最終的には市長から、庁議での市長、副市長、教育長、3人の判断を仰ぎながら決定していくというふうな状況になっています。

**○部会長（竹井道男君）** 櫻井委員。

**○部会員（櫻井清蔵君）** ほかに発言される方が見えるので、もう最後にしておきたいんですけども、例えばの例ですが、リニアの基金。このごろ、その総合計画の中でも、亀山市駅前周辺整備とか亀山市全体の中で、リニアが来たときにどういうふうな形のものを、リニアが通ることによってどのような形で亀山市全体の構想というか、全体的な構想な。道路網、それから受け入れ体制とか、そんなことがあるわさ。それから庁舎建設についても、これは事業の将来の施策でも、いつ言っても議会に対して判をついたような答弁しか返ってこんわけやな、中途半端な。

私らもやっぱりある程度のことは知りたい。だから、施策をするんだけど、なぜこれが必要やという基本的なことで、従前にこうやって答えておるもんで、だれがなっても判をついたような答弁が出てくるということは、おれはおかしいと思うのさ。やっぱり時代は流れておるんやからさ。そこから辺を、その方向を見ておる中で、基本的にリニアの基金でもそうやし、庁舎の基金でもそうやし、中途半端な形で金を積んでくとか、そうすると市民生活はどうなっておるんやということになってくるんや。市民の目線から、今せなならん早急なことはせんでもいいのかということになってくると、その施策全体がおかしくなってくるわけだ。

だから、やはりある程度の時期には、その断を下さなならんときがあると思うんや。何を、いつをもってというふうにするのが、首長がかわろうと、そこから辺を各行政の人らが助言せんならん中で、

もういつ聞いても判をついたような答弁しか返ってこんわけやのう、議会に対して。

そうすると、議会に対する説明が不十分な部分があるんだ。だから議員は、何をやっておるのかわからんと。ほかの人はわかっておるかどうかわらんが、わしはわからんときがようけあるんやわ。だから、できたら物事を進めていくには、もう少し、いろいろ求めやな、求めたら出すというけれども、求める前にいろんな考え方をまとめたものを議会に出して、議会も当然議会のあり方というのも変えていかなならんので、議員自身も変えていかなならんので、そういうことをお願いできんかな。そういうような考え方は。求める前に出すという。

**○企画部長（古川鉄也君）** まず何の事業に対して何を求めるかというふうな部分については、それぞれのご意見があると思いますので、そういった部分については、まず私どもでいう主要事業については実施計画で一定の資料を出させていただいているということですので、これがまだ足らないとかいうようなことで、包括的にそういったことがあるのであればご指摘いただいて、可能かどうかについての検討をさせているというのがまず1つだと思います。

それから、今ご議論いただいております議会基本条例第10条の中で、1から7までということについては、それでも足らないというふうなことで、この事業がこういったことが足らないのでということ、具体的に指摘をしていただくとその中で提出できる資料はあると思いますし、我々としては常任委員会のほうに報告させていただくのは、我々としては重要な政策とかあるいは新しい事業、こういったことについては資料として提出したほうがいいたろうという部分について選択をしながら出しておりますので、こういった部分についてまだ足らないということであれば、議会としてその部分についてのご意思をこちらのほうに言っていただければ、その部分については可能な限り対応するというようなことになろうかと思っております。

**○部会長（竹井道男君）** じゃあ済みません。ちょっと一たん切って、ほかにあれば。

中崎委員。

**○部会員（岡本公秀委員代理 中崎孝彦君）** ちょっとお聞きします。

ちょっと教えていただきたいという部分もあるんですけど、この基本条例の第10条の7項目から考えるその重要な政策というのは、予算措置を伴う事業を対象としたいというふうなことで書かれておる部分もあると思うんですけど、この重要な政策というのは、予算措置を伴う事業のほかには、何かそういう予算措置は伴わんけど、亀山市にとって重要な政策があるんだよというようなものも何かあると思うんです。僕もようその辺わからんんですけど、その辺はどうなのか。

**○部会長（竹井道男君）** それは私のほうから。

10条にいう重要な政策は議会が決めると、どんな範囲なのかということ。それで前回の議論の中で、政策、施策、事業というのがありますねと、後期基本計画構想には。そこでいう政策と、この政策と合致してしまうと、どうも話がややこしいなあと。ですから、一度きょう来て、政策、施策、事業の関連も改めてもう一度確認をすることと、それから今部長のほうから、議会がいう重要な施策、要するに市長が提案をする重要な施策については広義の解釈でいいんだと。ですから、政策があり施策があり、中には事業もあると。

ただ、櫻井委員からご質問があったように、基本計画をいじる分にはもう議決対象になっていますので、例えば市長さんがかわったと。新しい計画にいじりたいというと、これは改めて議決を、今回の基本構想を議決したのと一緒にやらざるを得ん。ですから、簡単に基本計画は変えられないという

ところは今部長から答弁がありましたし、条例にのっとってそれはやってほしいということでした。

だから、我々として重要な政策について議論して、ある程度固めたものを逆に行政へ持ち込むと。で、こんな範囲ですよということを行政のほうに言って、その範囲のものについてはこの7つの項目が整理された資料を出してくれというふうなことになりますので、今、中崎委員がおっしゃったように、何か予算ばいものに見えてしまうので、もうちょっと幅広げた内容なのかどうかということでもちょっと確認しながら、今後協議をして決めていきたいと思います。こちらのほうで決めていきたいと。

**○部会員（岡本公秀委員代理 中崎孝彦君）** わかりました。ちょっと最初の出席だもんで、わからんもんで。その重要な施策の範囲ですね。そういうものが、予算措置を伴うものだけが重要な政策かなあというふうなところでちょっとあったもんですから、わからないのでお聞きしよう。わかりました。

**○部会長（竹井道男君）** 今後また会派のほうで議論していただいて、意見はこの検討部会をお願いをしたいと思います。

それから、先ほど櫻井委員がおっしゃっていましたが提案になる前の説明というんですかね。それについてはある意味、その次の各種計画、答申、意見書等の扱とも若干絡んでまいりますので、例えばここで成文化されてしまうと、比較的施策に乗ってくる可能性もありますので、そちらのほうでもう一度櫻井委員にはご議論をお願いしたいというふうに思います。

1番の項で、服部副部会長。

**○副部会長（服部孝規君）** 今回の10条というのは、この基本条例によると、市長のやつを提案するときの説明責任のルールを明確化すると。つまり、政策を提案する場合には、少なくともこの7つの項目についてきちっと示しなさいよというような、そういう趣旨でこれが書かれていると。そういうふうにと考えると、部長言われたように、いわゆる広い意味での政策のとらえ方をしないとやっぱりこれが生きてこないんじゃないかと。

例えば、狭い意味でいうと、基本構想が政策だとすると、例えばこの2ページにある快適な都市空間の創造についてと、これについて他市の自治体の政策との比較検討なんていうのは、範囲が膨大になるんで比較のしようがないというような問題が出てくる。やっぱりどうしても比較をしようと思うと、この事業までおいていって、亀山駅周辺再生整備計画策定事業とこういう事業名まで上げて、これについて他市との比較はどうやとか、それから将来にわたるコスト計算はどうやというふうなことが初めて出てくるだろうと思うんで、この10条でいう政策というのは、その事業までひっくるめたものとして考えて、我々も具体的にこういう7つの項目について資料が出せるような形で、これについて資料を出してくれというような言い方をしないと、多分この政策基本構想ということになると、もう出しようがないやろうと、資料に。

だから、具体的にその事業までおいていく、含めていくという必要があるんじゃないかなというふうに私は思います。

**○部会長（竹井道男君）** それはさっきの、よろしいですね。同じ答弁でしたので。

**○企画部長（古川鉄也君）** ちょっとその中で、事業だけではなしに、例えば子育てに対する、亀山市が他市に比べてどうかかという部分はあろうかと思いますが、施策レベルまでは、これ7つ全部ということになるかどうかはわかりませんが、その中で、高齢者福祉とか児童福祉という観点で亀山市が他市とどうかという比較は可能だというふうに思います。

○部会長（竹井道男君） ちょっと3つ用意しておりますので、一応、政策、施策、事業の関係と、議会が言う重要な政策、ただ多分こども皆さんと議論せなあかんのは、我々が重要な政策と思うことと、行政サイドが重要と思うこととのずれは出る可能性は多分あるんで、そこら辺がさっき櫻井委員もおっしゃったように、例えば事前協議というかその尺度、レベルをはかるのも、こういうことをやりたいんだけどもと言う場がないと、それを議会が重要な政策と見るのか、いや、うちは普通の事業ですからとやられると議論にならないということになるんで、その辺は今後また皆さんの意見もちょうだいしながら、少し行政と議会の詰めと。これは議長がきょういらっしやらないんで、ちょっとそういう詰めの作業も今後要るのかなというふうには考えます。

もうちょっとありますので次のところに入って、適当なところで休憩をとらせていただきますので、なければ次の項に入らせていただきます。

次に用意したのは、各種計画、答申、意見書と議会の関与ということで、これも10条とも若干関連はしますけれども、具体化されたものの前の基礎となるものですね。そのいろんなものをやる上での基礎となる計画、それからまた政策に影響を及ぼす答申や意見書の扱いについて、今後どのように我々も関与していったらいいのだろうかという議論は今入っております、少しまず計画や答申、検証、位置づけについて、それからさらにまた答申や意見を求めることへの必要性等、その辺についてご説明をお願いしたいと思います。

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君） このお手元の資料の6ページから最後の9ページまでの部分について、笠井副室長のほうから説明をさせていただいて、後のこのご意見については私のほうからも補足させていただきたいと思います。

○部会長（竹井道男君） じゃあ、笠井副室長。

○企画政策室副室長（笠井武洋君） それでは、先ほどの資料の7ページをごらんいただきたいと思いますが、6ページ、7ページ関連で、この7ページの図5総合計画と個別計画の相関という図をごらんいただきたいと思います。

市の最上位計画が第1次総合計画という話で、このちょうど大きな枠の中がそれでございますが、ご承知のとおり、総合計画につきましては3つの計画から構成をしております。

1つは、一番上位であります基本構想、将来都市像、あるいは5つの柱から成る施策大綱、その体系、その基本構想、さらにはそれぞれにはその実現を図るための基本計画、現在は後期でございますが、今回の後期の基本計画につきましては戦略プロジェクトが4つ、さらには細かくは施策が308施策位置づけております。それらを事業化する実施計画として、第1次の実施計画が79事業を登載した実施計画がある。これらを総じて第1次総合計画ということでございますが、この総合計画と個別計画、個別計画が下の枠内で上げてございます。

個別計画につきましては、法令上の位置づけでありますとか計画期間はさまざまでございますけれども、基本的には上位の総合計画に位置づけます関連施策の着実な展開を図るために施策の方向を具体化する、あるいは補完すると、そのような関係にあるかと思えます。

右側を見ていただきますと、矢印がございしますが、一方で、総合計画については全体的なもの、あるいは総合的なものを含んでございしますし、分野別計画は部分的であり、その反対が分析的であるというようなことで大別もできますし、後期基本計画の策定については分野別計画の取り組みを見直し

たり整理したりする機会にもなろうかと思えます。

このような相互関係が総合計画と分野別計画の間にあるわけですが、それぞれ計画期間が大幅にずれがあるですとか、あるいは個別計画を取り巻く情勢や関連制度が大きな変化があるですとか、特別な事情がない限りは今後も基本的な事項については相互の整合を図っていくことといたしております。

次に、8ページ関連でございますが、総合計画はまちづくり全般を計画の対象としております。

一方で、分野別計画は特定の分野が計画対象となるわけでございますけれども、この特定の分野を計画対象とする分野別計画につきましても、その計画の実効性を確保していくために他分野との関連性、これらも含めた取り組み方向を位置づけているものが多いでございます。

ですので双方とも、総合計画も分野別計画も横断的な視点も踏まえながら計画策定を行っているということになりますので、分野別計画と総合計画の基本施策、総合計画の基本施策35でございますが、それぞれの関連性を見ますと1の総合計画の基本施策に対して1の分野別計画があるという1対1の関係ではなくて、特定の分野を中心とした一定の広がりの中で関連づけができるのではないかとということで、9ページにA3の一覧表をご用意させていただきましたが、こちらは平成19年度以降パブリックコメントを実施した現行計画、24でございますけれども、これと総合計画の35の基本施策の関連づけをしたものでございます。

横に追っていただければ関連性がおわかりいただけるかなあとと思いますが、二重丸の部分が主たる部分で基本政策とかかわりがある部分で、色塗りがある部分が一部関連性がある基本施策ということで、先ほど申し上げましたとおり、特定の分野を中心とした一定の広がりの中で関連づけができる、このような関係になっておるということでございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君）　じゃあ、古川部長。

○企画部長（古川鉄也君）　それで、このペーパーをいただいた部分の中でのお答えでございますが、まずなぜ答申や意見を求めるのか、行政にとって必要性というようなことでございますが、これについてはまちづくり基本条例の中で、執行機関は市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならないという私どものまちづくり基本条例がありますし、市民参加という原則もあるというところから、この部分についてはなるべく多くの方のご意見を聞こうというふうな趣旨でございます。これは市民との参加・協働というようなことが1点でございます。

それから、議会の関与をどのように考えているのかと、これ議会基本条例の第11条でこの議決の範囲を拡大するというようなことも含めておっしゃられているのかなあというような思いでお話しさせていただきたいと思うんですけれども、ちょっとこちらの資料で、戻っていただいて4ページでございますが、施策評価の話をしさせていただきましたが、4ページのほうの図4のところ③で「基本施策に関連する部門別計画がある場合は、その評価」というふうにも書かせていただいた部分もございまして、我々としては施策評価をまず行いたいと。その中で分野別計画がどのような考え方で整理をされておるかというようなことも少し見ていただきながら、その中で十分機能しているかどうかとかいうようなことも確認をしていただいた上でご判断いただきたいなと。

ですので、この25年度から施策評価をしますので、そこら辺の評価を見ていただきながらご判断を願ったらありがたいかなというのが考え方でございます。

○部会長（竹井道男君）　それでは、ちょっと私のほうから、この考え方で今議論しておりますのが、

要するにさっきも説明がありました各計画、これらも法必置もありますし、市独自のものもあると。これと基本計画との関連がどうなんだろうかと。

今のご説明ですと、具体化または補完、それから個別の政策で推進をすると、こうなるんです。そうすると、基本計画の施策の部分と多分この個別計画はリンクしているんだろうと。当然、主要事業は別建てになっておりますので。

ほかの辺のところ、期間が合わないわけですね、全く。3年、5年というスパンであったり、それからこっちは10年、5年でききとサイクルが回る。その辺の位置づけがまずよくわからなかったということで、今ちょっと議論をさせてほしいということ、それから答申、意見書の扱いも、委員会にはこういう意見書が出た、答申書も出たというふうには来ますけれども、最終的に施策反映としてそれを持っていく場合があると。その部分が施策というのか事業という施策に変わっていく、条例を変更させるという。

そうすると、市民の意見を聞くという、最終的には議会で判断するわけですのでそれは議会が議決すればいいわけですけど、多くの市民の声を聞いた答申や意見書というものが議案として上がってきたときに、どこまで議会がそれに対して物が言えるんだというようなことが非常に議会としては苦慮しているというか、議会のありようの一部がある意味崩されてくると。市民の声なんだということによって、議会としての議論も若干しづらくなる面もあると。そうすると、答申や意見が政策や施策に反映される前に、我々としてはチャンスがあれば、議会としての関与があればまず政策に入る段階で少し議論ができる。

ところが、議案として出てきた瞬間、その背景はと聞くと、こういう議論でご意見があったからと、なるかどうかは別としまして、そうなったときには非常にその答申や意見書というものがどんだけの重みがあるんだということになってしまう。ところがそれを使って、そういう声なんだとやられると、議会としてはもう定例会の一本でしか議論ができなくなってしまうと。

今後、やっぱりまちづくり基本条例もできたし、市民の声をどんどん集めようとしたときに、我々もよく気をつけてその答申や意見の内容というものをチェックしておかないと、いつの間にかそれが事業とか条例改正としてなったときに、その場での議論にしかならないというふうなことを考えておりましたので、なかなか少ないとは聞いていますけど、その答申や意見はね。ただ、まちづくり基本条例の、ちょっと全部見てないんで申しわけないけど、評価委員会が答申も出しているじゃないですか、こうしなさい、ああしなさいと。あれだって非常に重要な答申として出ているわけですよ。それがまちづくり基本条例推進委員会が出したからということでぼんと出てくると、我々の会議はじゃあどうするのかなということになってくるので、だから行政として答申や意見書の位置づけをどういうふうに見られておるのか。市民の声を聞くのは重要なことですから、それは何も否定はしてありませんけど、それと実際の事業や政策に反映していく過程ですね。丸のみではやっていないと思いますけど、その辺のさっき櫻井委員がおっしゃる意思決定のあり方ですね。

多分丸のみじゃないと思いますけど、ある委員会では、審議会へ行ったら、これそのまま条例を出すと言ったって、審議会だね。ちょっと言い過ぎじゃないのと。委員会で条例変更するというのは、私は言い過ぎだろうと思う。今後、その担当部で議論していただきますというんならいいけど、そういうふうなことを委員が聞いてくると、議員が。ちょっと、おいおい、もう何や審議会の中で条例改正まで突っ込んだ話をしておるのかなということになってくるので、ちょっとそういう事例も最近あ

りましたので、相当答申や意見書の扱い、審議会での意見の集約というものと議会の関与という問題はもうちょっと今後整理をしたいなということで、答申や意見書のところの部分が、説明が、市民の意見、声を聞くだけということでしたので、もうちょっとその辺と、具体的にそれが政策決定として動いていく場合、何か変えていこうかと、答申によってね。

簡単に言えば、私の所管でいけば、保育園のあり方の答申があって、委員会でも言いましたけど、待機児童館が始まる前に、既にもう次の使い方まで答申は言及していたと。1月から動いたのに、2月の答申で、もうそれがなくなったことを前提に次のステップに入ってくると。そういうタイミングの問題もあると思う。だから、それまで言及された答申書を見せていただくと、これはもう今後こういうふうになっていくんだろうかと思ってしまうと。だから、そういう議論の仕方も、申しわけないけど事務局主導でやっているのかなと、ふっと思ったりするわけですよ。だってそこまで言及できないですもん。まだ動いてないものに対して、もう来なかった場合どうしようかなんて答申が出ること自体が、私から見ると非常にこれは不思議な答申やなど、こう思うわけですよ。

だから、そういう部分も含めて委員会やその答申する部分との調整、それからそのことが新たな政策になる、そこに議会がどういうふうにも、議案のときに関与するんじゃないかと、もうちょっと重要なと思うものはもう少し事前に私は関与できないだろうかという思いで、きょう来ていただいたんですけども、今すぐ見解を出せとは言いませんので、ちょっと見解があれば。まあその保育所は関係ありませんので、答申や意見ということで、もし見解があればということ。

**○企画部長（古川鉄也君）** 建前のところから本音のところと2つありますので、まず建前のところから、9ページをちょっとごらんいただくと、例えば景観づくりの推進で景観計画というのがございますが、これと今の景観づくりの推進というのは十分整合をとって後期基本計画を策定しておると。これすべて35にある施策自体は、それは整合をとったと考えておりますので、こういった部分の中で、今後新たに、例えば景観計画が新たにするとき、この基本計画と例えばバッティングするような話があれば、当然これは議会との相談をせないかんということで、逆に言えば、議決していただいた部分があるので、計画にも縛りはかかっているというような考え方は当然できるんだろうなというふうに思っております。

それから2点目の部分については、これは非常に難しいというふうに思いますし、一方で、議会については議会開会から閉会日までの間の議論だというような、一方でそういうふうな議論もあると。それを事前にどのような形で資料提供させていただくかというのは、それは工夫の余地が今からでもあるのかなというふうに私は思っています。

その一つの工夫としては、常任委員会協議会というようなことの中で提案もさせていただいておる部分もございますし、そういった部分の中で事前に確認をしながら、大きな部分についてその審議の中で課題が明らかにできるような、その期間を十分とるとというのが一番いいやり方ではないかなと。それはその中で行政がこういうふうを考えていると、一方的にこういうふうにしてくださいというようなことでなしに、こういった考え方があるのでこういう審議を、こういった方向で考えておるので事前に知っておいていただきたいと。その方向性でまた条例提案をするなりとか、あるいはいろんな議案提案をするというようなことが一方であってもいいのかなというふうに私は思っておりますけど。

**○部会長（竹井道男君）** 櫻井委員。

**○部会員（櫻井清蔵君）** 本音と建前と言いますが、基本的に事前協議というのは、別に担当とい

うよりも、市長でもだれでも構わへんのや。議長に申し出て、こういうようなことについて、開会日じゃないけれども、委員会協議会というのはその委員長の判断でできやんけれども、議長に一応断りを入れておけば、さきに担当部から、これは私たまたま総務の委員長をさせてもらうているので、私に相談があったと。一遍議長に相談かけてこいと。一応、議長の了解を得たら委員会協議会いつでも開けるからなど。その使い方が悪いんや。それで後でござるわけや。

ちなみに、この間も全協で市長が、瓦れき問題で県に43項目の質問書を出したと。何で出さんのやといたら、広域で専門的なことですので。ばかにするなと、そう言っておったの。それで産建の委員長の前田君に、君知っておるのかと聞いたら、わしは知らんと言うのや。産建の委員長が、それすらも。

当然、そういうようなことが今本当に日本の国を動かすのに、一つの中で産建委員長ぐらいには、こんなことを出したいのやというぐらいの、県に回答するせんは、それは鈴木英敬のあれだけど、知事がどんな指示を出すか、それは知事の器量や。

亀山市の市長の器量としたら、産建の委員長ぐらいには、県に対してこういう質問状を出しますよと。こんなぐらいは一言言うておいて、どうしましょうと。産建の委員の人に一遍寄ってもらいましょうかと。そうすると一つの手順ができてくるわけや。

過去にも、竹井さんも言わはったけど、関中のプロポーザル方式もそうや。あんまりこれ言いたくなかったけれども、どここの教授の偉いさんに来てもらうて、日当も出して来てもらうてどうのこのと言いよったから、何言うとのんや。あそこに書いてあるように、丸柱11本あるがや。プロポーザルが始まる前には切ってあったんや、その木。そして、プロポーザルして、これに決めましたとなる。これはどうもそこら辺だった。やっぱり物事というのは、議会に対してはあからさまに、事前に言うて、それぞれ議員の皆さんもいろいろ考え方あるけれども、何とか亀山市をよくしていこうという気持ちがあるんやから、まず市民の皆さんが知る前に議会が、議員が知っておくべきことは知っておかなあかんのや。おまえら何をしておるといことになるのや、知らんと。

だから、そこら辺も含めて今の委員会とか、そういうような答申がこうやって決まりましたということが、わしここへ来てからでも8年になりますわなあ、亀山と一緒にあってからは。その言葉を10回どころじゃきかんぞ、これ。どここの委員会で決まりましたので、市民の声で決まりましたって、そんなんやったら議員みたい要らんやないかと言うたことが何遍もあるがな。田中市長のときからずっと続いておる、これが。というようなことや。

○部会長（竹井道男君） 11時5分になります。一たん、10分休憩をさせていただきます。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○部会長（竹井道男君） それでは、休憩前に引き続いて再開をさせていただきます。

先ほどの各種計画、答申、意見書、少しご意見もちょうだいしましたが、きょうは全くの入り口の議論でありますので、この内容を聞いて、また今後皆さんのほうのお話を進めていきます。もし疑問点等ございましたら、ご確認等ございましたらまたご発言をお願いしたいと思います。

前回、後期基本計画の施策と計画との関係ということで調べてもらったのは、多分この二重丸のところだけはずうつついてきていまして、今回はマトリックスというか、こんだけの幅があると。だから、一番多いのだと21のところはこの計画は関連していると。要は、でも前回これが出てなかつ

たもんですから、今回は企画のほうでこういう計画の広がりがあるということはわかるようになりましたので、ちょっと前回の資料とまた見比べていただくとありがたい。

櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） ちょっと1つだけ。

この9ページの資料の中で、横に「計」って書いてあるですやろう。21とか何かがちやがちゃと。パブリックコメントを実施した現行計画で、横の数字。これは意見を出した数字と理解しているの。

○部会長（竹井道男君） 古川部長。

○企画部長（古川鉄也君） 今、竹井部会長も言われましたけど、例えば都市マスタープランで、横に見て21というのは、35分の21に計画が関連するというふうな意味でございますので、景観計画もそういうふうな部分でいくと35分の8の部分に何らかの形で関連すると、そういうふうなことでございます。パブリックコメントではございません。

○部会長（竹井道男君） 前は、多分都市マスタープランは都市づくりの推進のところだけに関連しているという資料をいただいたんですが、現実にはこんだけいろんな政策に、多岐に渡っておるとい資料を今回出してもらいました。ですから、一番多いのは都市マスターと子育て応援プランですかね。35施策中7割ぐらいは関連しているんですかね、21。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） 協働の指針だけが1ですね。まあちょっと、あとはほぼ複数になっています。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） 一応、よろしいですかね。

まだ今後、特に答申、意見等の関係は、先ほど櫻井委員もおっしゃいましたが、そういう協議会の場の活用が可能なかどうかとか、議会としてもこういうふうにしてほしいとか、そういう意見を今後まとめさせていただきますので、今回、ちょっと残りの時間もございますので、一応計画についてはこんだけの広がりがあるということはわかりましたし、あと答申、意見も部長のほうから協議会の場も若干余地はあるかなというふうなお話もありましたので、今後また皆さんのほうのご意見をちょうだいいたしたいというふうに思います。

最後に、これが一番多分早急にというか、結論を出したい部分で、各種審議会への議員の派遣ということです。

これにつきましては、委員のお手元には前回お配りしました各種審議会・委員会への派遣の一覧表というのが、また同じものが配付がされておりますが、特に今議論しようとしておりますのは、議員とか正・副委員長の派遣の委員会、それとまた副議長も派遣をされておりますが、そこら辺の委員会について、その派遣の必要性、それから議会としての考え方の整理をしたいということで、今回テーマアップをしております。

今回のご説明としては、当然、条例や規則等によって議員が派遣をされておるわけですが、どういう背景から議員の派遣が要請をされているのかということ。それから、特に将来、議案として提出されるような審議会への議員の派遣、ここら辺について議会としては少し重視しながら今後議論を進めようと考えておりますけれども、現段階でそういう委員会への議会からの議員の派遣についての考え方があればお示しを願いたいと思います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君） まず、なぜ議員の派遣が必要かといったことでございます。

各種審議会で審議をする重要な事項に対して、市が意思形成をする過程では、やはり幅広い意見を反映させて、住民のコンセンサスを得ていくことは非常に重要であるというふうに考えてございます。こういったことで、市民の代表でありまして市政に対して識見を有する議会の議員の皆様方に各種審議会の委員に就任していただいているところでございます。したがって、市政に対して市民の代表である議会の意見を十分反映させるために、各種審議会への議員の派遣は必要であるというふうに認識をしているところでございます。

ただ、少し参考までに申し上げますけれども、昭和28年、古い行政実例ではございますけれども、これを見ますと、執行機関と議事機関の分立を基本としている現行の地方自治制度におきましては、審議会へ議事機関の構成員である議員の参加については、違法ではないが適当でないというふうに、現在ではそういったことにされているところでございます。

それからもう1点ございまして、将来、議案として提出をされる審議会に議員の派遣についてということでございます。

議案として提出される案件を審議する審議会といたしましては、事前にこれちょうだいしてございましてけれども、総合計画審議会、住居表示審議会、国保の運営協議会等が上げられるところでございます。

議案につきましては、議会の議決が必要であることから、市民の代表である議会の意見が十分反映をされて理解が得られるものでなければならないというふうに認識いたしてございます。議会基本条例の制定によりまして、市長と議事機関である議会との関係がより明確にされましたが、亀山市として最良の意思決定を導くために、今後も引き続き審議会の委員として就任をしていただきまして、市が意思形成する過程から議会からのご意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○部会長（竹井道男君） はい、わかりました。

昭和28年の自治例というのか、それからいくと当然議会と行政は別の組織体なんで、余り適当ではないという判断もあるという見解を示していただきました。

済みません、部会長という立場で先に話させていただきます。

多分言われることは、市民の代表で云々ということは言われるだろうなということは、もう当然想像できる範囲で、ただその問題は、議決を要するような議案の審査に議員がどうだろうかというのが今少し議会のほうで議論になっております。

そこに行く議員は、全体を代表しているのだろうかとかという議論と、それから、いかに議員で行っていただいても、最後はやっぱり議会での議論と議決になるということになると、行く議員にとっても非常に荷の重い部分も出てくるというふうな議論も今ございまして、そういう意味で、特に議案で出てくる委員会について、早急にある程度方向性の結論はこの部会でも出したいなあというふうに思っております。

今の部長のご説明ですと、当然市民の代表である議会がその議員を出すことによって市民意見として物申す。ところが、審議会の中には市民の人もいらっしゃるんで、ですから議会が市民の代表の立場で十分理解はしておりますけれども、ほかの市民の方も当然いらっしゃるんで、やはり議会を代表

した議員なのかどうかという議論を、今後私たちはしていかなきゃならないと。

議会を代表していないということになると、議決という問題と派遣した議員との関係も議論しなければならない。例えば、賛成をしてしまった以上、議会では反対できないとか、そこで反対した議員は、個人的に僕は反対したと。極端に言えば、議員であっても。でも、実際に議会はそれを可決したとか、さまざまなずれが今後出るだろうと。

特に、だんだん議会のほうももっと意思を持つべきだというような条例をつくって、議会の意思もきっちり持ち、議会の中で修正できるものはしていこうというふうな動きにも今後なっけてまいりますので、そういうことがあって今回ちょっとご説明だけさせていただきました。私のほうから、今後、また部会の方で議論しながら少し調整をしていくということだけ申し添えておきたいと思います。

それでは、各委員の方、ご質問なりご見解等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

森委員。

**○部会員（森 美和子君）** さっき部会長が言われた、総務部長が説明をされたのは審議会等への参加というのは、議会の意見として求められて議会に要請をされているということを確認しましたので、私たちは議会として派遣をするのか、議員として派遣をするのかというところをきちっと決める必要があるんじゃないかなというのをすごく今感じさせていただきました。その議論が必要なんじゃないかなということを思いました。

**○部会長（竹井道男君）** 一応、議会なのか議員なのかということはこの委員会の中で議論をするべきだと、今後そういうふうな詰め方もしたほうがいいと。はい、わかりました。

議会としての立場なのか、当然議員個人という立場、充て職で結構行ってもらっておりますけれども、議員という個人の立場で行くのか。これは総合計画の派遣するときも、代表者会議で随分議論になった内容ですので。

申し添えます。今回、基本計画の審議のときに、前は各会派から1人ずつ出していたんですね。だからまだ意見構成もちょっとやりやすかった。今回、2名ということになっていましたので、各会派の代表でもないしということで少し議論はありました。その辺は2名というところで、議会としても相当苦慮はしたというところですね。

はい、中崎委員。

**○部会員（岡本公秀委員代理 中崎孝彦君）** 私、議員になってからことしで2年目になるんですけど、都市計画審議会の委員ということで出席させていただいておるんですけど、私個人の考えとか立場でいけば、この都市計画審議会の委員として議会から派遣されておるのは、議員個人として、議員の中崎個人として行って、自分の審議会の審議の中で意見を申し述べるということで、それが例えばそういう中で、議案としてそういうことで議会に上程されたときには、各議員がそこで判断することでありますので、別に議会を代表しておるという意識は全然私の場合にはございません。議員個人として行って、議員として中崎の意見をそこで述べさせてもらうというふうな考え方で、私は審議会には臨んでおります。

**○部会長（竹井道男君）** はいどうぞ、森委員。

**○部会員（森 美和子君）** 私も、今中崎委員がおっしゃったように、議会は個人だとずうっと思っていたんですけど、やっぱり理事者側はそう思っていないというところにずれがあるんだということが1点と、それから先ほど部長がご説明いただいた昭和28年の、違法ではないが適当ではないと

いうところ、すごいそこは重要だなあというふうに思いますので、今後はやっぱりこの部分での議論も必要かなあと思います。

**○部会長（竹井道男君）** 多分、こちらサイドからいくと、別に派遣しなくても何も問題はない。

ただ細かな議論ですね、その決定過程における議論というのは全く参加できないから。ただし、派遣した議員にすべてそのことを委託したり聞くということもやっていないんですね。お任せしているというか、そこが今、多分、代表者会議の中でも今後どうしたもんかなあと。

議案への賛否が今随分生まれ出しました。当然、それは正しい方向だと思います。前はほとんど丸みみたいな議会から、議案1個1個でマル・バツが当然これは出始めました。これは大変いいことだと思いますので、そういう議会に変化したときに、荷をしょって自分が結論出してきたものがまた議論をされて、賛否の議論が始まってくるときに、やっぱり行く議員の立場は非常に厳しいのかなというか、非常な重責を担っていく委員会も出始めましたので、もう少しここは全員の議員の皆さんの意見も当然これは最後は要るんでしょうけれども、今の段階だと、当然市のサイドは市民の代表である議員、本当は議員じゃなくというか市民代表で構成する議会の議員というふうに、私たちは今は条例上はそういうふうな言い方になるわけですね。議会から議員を派遣しているというふうな立場になりますけれども、その辺が多分、従来の発想と条例後の議会の発想では、少し今隔たりが出始めているのかなと。

多分、任意の委員会はほとんど今派遣はしてないと思いますよ。合併以降で、任意でお願いされた委員会の議員の派遣は一切ゼロだと思います。みんな拒否というかノーという、代表者会議でも判断が出てますので、従来あった委員会だけに今派遣はされていると思います。特に条例に載っているやつですね。これは条例に載っている委員会は、特に早急にこちらとしても方向性を出したいと。

意見があればお願いします。

服部副部会長。

**○副部会長（服部孝規君）** 先日、ついこの間やけれども、旧の農振地域の協議会、これに産建の正・副委員長が出た。

ところが話聞いてみると、ある地域の農振の除外をするかどうかという議論なのね。ところが、そんないきなり言われても、本当に判断がつけかねる。たまたまその会議の中で、もうほとんどの人が同じ意見というのか、賛成なり反対なり同意見やったから特に問題はなかったけど、もしそれが賛否がぱんと半々ぐらいになってくると、そうするとこの産建の正・副委員長がどっちにつくかによって結論は変わってくると、そんな事態にもなりかねない。

そんな席に、我々というのか正・副委員長が行って、果たしてそれを決める、そういう立場に立っていいのかどうかというようなことも言うてみえたんで、その辺、僕自身も副委員長のときに1回行ったことがあるんやけれども、一つ思ったのは、なぜ正・副で行かなあかんのかと。例えば、最低限議会から要るといふんやったら、別に委員長1人行けばいいというのをその当時は思った。

今回は、そういう具体的な議案が上がってきて賛否が分かれたときに、これはどっちにつくかによって結論が変わってくる。そんなところに議会の議員が入って行って、事前にそういうことをちゃんと議会の中でも議論し、情報もあれして代表して行くんやったらいいんやけど、結論を持っていくんならいいんやけれども、そうでなく出た場で判断せよと言われる。これはやっぱりちょっと難しいものがあるんと違うかなと。そういう意味では、あんまり適当ではないなと。

○部会長（竹井道男君） 古川部長。

○企画部長（古川鉄也君） 総合計画の審議会の話が出ましたので、ちょっと一言だけなんですけれども、総合計画審議会につきましては、出られた宮村議員と鈴木議員の報告を全員協議会で毎回させていただいている。

その中で、補足説明ということで我々も来いということで、本当に簡単な補足説明ですけれども、そういった部分をさせていただきながら、資料は全部提供させていただいたというような部分がありましたので、これ逆に出られないということになると、そういった場もなくなってくるという部分がありますので、そういった部分は少し危惧をさせていただいております。

○部会長（竹井道男君） どうぞ、広森部長。

○総務部長（広森 繁君） 先ほど服部委員さんからありました農振地域の整備促進協議会ですか、これですのやね。これは要綱で亀山市議会という形で定められて、正・副委員長さんが出てみえるんですけれども、担当室に聞くと、やっぱり幅広い意見を聞きたいといったことでお願いをしておるといようなことですが、2人出ていただいております。

先ほど、都市計画審議会、中崎委員さんからありましたけれども、委員さん15名の中で4名が議員さんが出てみえるということで、ちょっと人数的にどうなのかなというのは担当室のほうでも検討する必要があるのかなというふうには考えておるみたいでございます。

○部会長（竹井道男君） 部会長ばかりしゃべって申しわけない。

さっきの審議会とか委員会の答申があるじゃないですか。あれと似たようなものやと思う、ある意味ね。だから、そこに委員で派遣しておるやつは、そうやっておっしゃるようにこうと言うけれども、ないやつはないやつで決まっていくわけですよ、すべてがすべて議員は派遣されていないわけだから。だから、多分古い時代にどんどん積み上がってきたものが今ここへ残っていると。新しいものは一切拒否しているんで、全く入っていないと。

だから、その整理がどうも今議会の中で議論が始まってきた。特に、議案で上がってくるものは、本当に委員を派遣してそこで賛成したものが、その議員も当然、賛成してしまうと議会でその議論をするのに非常に厳しいねという声もあって、だから、そうすると協議会の活用やそういうもので、重要な政策であれば事前に市長が説明すると求めておりますので、そういう場が今後可能なのかどうかも多分次のステップでは、この委員会を考えていかなあかんと。まず受け皿づくりをどうするのかという問題も、一つは今後やっぱり検討せなあかんのかなとは思っていますけど。

ですから、きょうは入り口の議論でありますけれども、特に議案として上がってくるものとかはやっぱり今後早急に、この前の全協で少し言葉の違いで議論になりましたけど、開発公社への監事の派遣というのも、議会がそこへ業務のチェックやお金のチェックで入るわけですが、そこに議会が、土地開発公社に入っていくのが是なのか非なのかということもちょっと今議論になってきている。

当然のこととして、今まで副議長さんを派遣されておりましたけれども、そこに議会が入っていいものかどうか、これは先行買収の部分もあるし。今はもう先行買収だけですよね、個別に買うことはありませんけれども、それでも政策に乗っかっているけれども、先行買収が入ってくるんで、その業務監査やお金の監査に入っていくわけですので、その議論も今後、今ちょっと始まりましたので、少し行政サイドとしてもいま一度、これは古いものだけが残っているというふうには私は思っていますので、また検討してもらえばありがたいかなと思います。

櫻井委員、どうぞ。

○部会員（櫻井清蔵君） だから、今、古川部長が言われたように、審議会でその議員が行っておる部分で、全協のときにそういうふう担当の委員が説明すると、補足を企画がするというようなことを言わはったけれども、基本的に、先ほども言わせてもろうたように、現在その都市計画審議会でこういうような審議をしてもろうておる途中経過ですけども、それは総務の委員会になってくるわな、常任委員会やと。

常任委員会というのは、基本的に各会派から割り当て分だけ出てもろうておるんやから、だから議会の意見を聞きたいというんやったら、その所管の担当常任委員会の協議会の開催を要請したらいいわけだ。で、審議会ではこんな意見が出ていますけれども、議会としての意見はどうですかといえば、その委員会協議会で審議の経過を話してもろうて意見を聞いたら、ある程度総務の委員会とか、企画やったら総務やで、総務の委員会である程度ああじゃこうじゃと意見も出てくるでな。それが議会の意見だと。で、各委員は各会派へ戻って、きょう総務協議会でこういうようなことがあったということは、各会派で報告してもらおうという手続は十分とれると思う。

だから、私は今国保の運営協議会に行かせてもろうておるけれども、税率の引き上げを来年かな、お願いしたいと思うていますのやという話が出たわけです。それでこの間も言わせてもろうたように、そこでそういうような話が出てくるから、おれ、もう議会はここへ来んようにするというふうな意見を言わせてもろうておるのやと。

そして、ここで国保運営協議会でその値上げを了としたら、私もその賛否に従うわけやからなあ。例えば、私1人がこんな反対やと言っても、決とりますわと会長が言うたら、賛成多数やったら、僕は本会議で嫌々立たなならんわな、ほんまに。

だで、はっきり言えば、市民部の梅本部長に聞いてもろうてもいいけれども、今、黒田さんという方が会長をやってみえるけれども、そこでは言うてきた。

私はこの場にはふさわしくない。ここで決まったことはイエスと言わないかんわな、当然。

それは実際、鈴木君がうちの会派で総合計画に行ってもろうておったけれども、否認するのかわ言ったら、私は委員でしっかり物を言うてきたし、本会議で言えませんのやと。これからはせんのだと。

今中崎さんが言うたように、一個人としてみんなが行っておると思うておるんだ。間違えても。ただし、議長でも副議長でも、他市との連携を持つとるな。例えば306とか。だけど、議長でも副議長でも、例えば亀山市表彰審議会というの、これ議長が行っておったんやに。オーケーと言うてきたら、中には議員が、半数以上が何でやと言うておっても、議長としては、おれが行ってきて決めてきたのを、おまえ黙っておれと言わんなんわのう。

こういうようなところは、議長職でも副議長職でも、土地開発公社のことも出たけれども、これでも議会は議会の目線で見ろべきだ。だから、僕はこの間も言わせてもろうたように、上の3つと申しています。監査委員と広域連合と三泗鈴亀な。この資料な。この3つ以外はもう皆外してもいいと思うておるの。外すべきやと思う。

そして、議長さんでも、この青少年問題でも、表彰でも、ほかのところはまあこれね、基本的にいったら報償のつくものは議員は行くべきものではないと思う。そうすると、行政改革推進委員会でも、副議長さんの、ほかにも正・副議長で行かんならん部分もあるのやけれども、報酬のつくところへは一切議員は、確かに監査も広域も三泗も、これはついてまっせ。これは議会形成しておるんやで、こ

れはやっぱり残しておくべきだと思うけれども、ほかの部分については皆削る。特に報酬のついておるやつは、すべて正・副議長でも、私はそう思う。それが一番いいと思いますわ。言いにくいに、なかなかその場でも。

**○部会長（竹井道男君）** ちょっと時間も、きょうはヒアリングというか、まずレクチャーを受けながら意見交換ということで、あとはこの検討部会のほうで少しどんな方向に持っていくのか。特に議員派遣は条例も絡みますので、こちらが勝手に行かないというわけにもいかないんで、これはまたいろいろ詰めながら、条例改正ももし必要ならお願いするようなことも出るかもしれません。少しこちらの意見をまとめて、少しその辺は調整をしながら進めていきたい。

特に、議案で出るものに関しては、以前から少しそういうご発言も行かれた委員の中からも出ておりますので、それとその受け皿ですね。行かなかったときに、突然議案として上がってきたもので議論をするのか、方向性的な議論が聞ける場が可能なかどうかとか、その辺もまた調整も必要だと。この辺はここでやる話でなくて、また議長と詰めていただく話になるかもしれません。

そういうものも全部整理しながら、方向性だけは出していきたいというふうに考えております。またぜひ行政サイドにおいても、特に審議会の派遣、議会が全くゼロのときに市民の受け取り方も出るのかもしれませんが、それにかわる我々の機能というものをどうつくり上げるのかということも課題になってまいりますので、その辺の整理もしながら、少し今後検討させてほしいと思いますし、またしかるべき時期に、少しその辺の協議もできるような体制をとりたいと思っておりますので、内部のほうでもまたご議論のほうをお願いしたいというふうに思います。

大体いいですかね。

（「はい」の声あり）

**○部会長（竹井道男君）** きょうはヒアリングだけになっておりますので。

じゃあ、きょうはお忙しい中を企画部長、総務部長、来ていただきまして、前回議論した内容の少しご説明と、少しこちらのほうの考え方も聞いていただきまして、また今後、検討部会の中で詳細を詰めまして、その時間を追いながらまた担当とは少し調整をして、少しでも前に行くように進めていきたいと。一気に全部ということは難しいかもしれませんので、少しずつでも議会の意思が入っていくような動きを今後進めさせていただきたいと思います。

きょうは、どうも長時間ありがとうございました。

委員の方はもうちょっとあります。

それでは、意見交換は終わりました、きょうは協議がないということにしておりますので、その他の項で、お手元に資料を配付いたしておりますので、少し事務局より説明をいたさせます。

臼井室長から説明を。

**○議会事務局員（臼井尚美君）** お手元のほうに資料を2つお配りしてございます。

まず1つ目に、例規のたくさんコピーをしたものを出させていただきました。これにつきましては、先ほどの議論もありました審議会とか委員会等の選出に関係するような条例とか、それから規則、またいろんな会については会則とか規約等を全部集めましたので、一度ここを見ていただきまして、選出根拠とか意味とかいろんなことを書いてありますので、これちょっとまたごらんいただきたいと思います。

それと、もう1つがこのA3の大きな資料ですけれども、これにつきましては「日経グローバル」

という冊子に掲載された議会改革度の順位ですけれども、うちのほうにもアンケートが来まして、その答えた結果なんですけれども、亀山市は、これを見ていただきますと13ページでございますけれども、100位ということでございます。

前年度は251位ということで、今回は100位というふうな形でかなり順位を上げたところでございます。三重県につきましては、鳥羽市が第2位ということで、あと伊賀市、四日市市、亀山市が一応100位までに入っているというような状況でございます。

あとは、そのアンケートの内容につきましては、3枚目ですけれども、こういうふうな形でアンケート、上のほうにいろんなアンケート項目がありますので、これに答えさせていただきました結果がこのような100位となったというような状況です。以上です。

**○部会長（竹井道男君）** 今お手元に一覧表が渡してありますが、これの根拠になる条例を今一覧でお渡しました。

それから「日経グローバル」のほうは、一番最後のページに各項目でマル・バツとかありますので、ここで比較的簡単にやれるものはちょっと調整しながら、マルに持っていこうと思います。そうするとまた順位が上がってくるので、これは「日経グローバル」が考える議会改革ですけど、亀山市でもやれることは徐々に進めていこうというふうには考えております。

ですから、それでも三重県の中で4市100位に入っているんで、何とか亀山もそこら辺で今食らいついておるといことですので、また徐々にこんな議論も重ねていきたいというふうに考えております。これの中心がこの部会になりますので、また一度ご一読を願って、鳥羽市が急に伸びてまいりましたので、負けずと頑張りたいと思っています。

それから最後に、次回の日程ですけれども、少しきょうの議論の整理も要りますし、それから条例の整理等も少ししたいということで、今コンサルの活用ということでことし予算もとってありますので、コンサルの活用もできないかということで今事務局のほうに依頼をしております。その辺も少し入れながら、条例の、特に市長の重要な提案というところですね。少し補強をしたいというふうに考えております。

ですから7月はちょっと飛ばしまして、8月の多分後半ぐらいになると思いますけど、8月の後段ぐらいで一度、ちょっと1月時間をいただきまして、8月に開催させていただきたいというふうに考えております。多分後半になると思いますが、そこできょうの議論の整理と、それからもう少し各会派の中におきましても、特に委員会の派遣なんかですね。どんな考えでいるのかということだけまたお願いします。それから、活用の場等も当然、常任委員会協議会が一番いいわけですけれども、その辺のことについても少し会派の中でもご議論願えればというふうに思います。

きょうは欠席が2名ということで、申しわけございませんでしたけれども、大体ヒアリングの内容も、資料もお手元にあります。必要でしたらまた会派分全部そろえさせますので、こっちのほうは全員にお配りをさせていただきますので、企画から出た資料ですね。

じゃあ、時間若干早いですが、特にないようでしたら、第6回の検討部会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時50分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 24 年 5 月 25 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男